平成２９年（フ）第４４７号
新潟市北区白新町２丁目10番19号　井越アパート
債務者　伊東　勝男
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５１号
新潟市東区中野山４丁目８番６号
債務者　小島身佳子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４６１号
新潟市中央区上所上１丁目２番１号　ハイム上所603号
債務者　佐々木裕也
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４４号
金沢市宝町１番21号　アドハウス201号
債務者　内野　　大
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５８号
金沢市三十苅町丙139番地　県営住宅11棟８号、従前の住所金沢市割出町347番地１
債務者　奥野　民夫
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３７号
静岡県富士市広見西本町３番２―109号ビレッジハウス広見２号棟、前住所静岡県富士市中之郷4062番地の１コーポラス渡辺106号
債務者　滝沢　俊明
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２７０号
静岡県富士市比奈1110番地の４、前住所静岡県富士市横割１丁目18番35号　佐野コーポ102号
債務者　青木　　一
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２７６号
兵庫県伊丹市南野北３丁目10番10―101号
債務者　西川　由果（旧姓仁部）
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
兵庫県宝塚市山手台西４丁目11番４号
債務者　板羽　亜弓
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
兵庫県姫路市東延末１丁目58番地
債務者　村松　　静（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３７０号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地30―104
債務者　藤川　輝義
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１２８号
鳥取県米子市糀町２丁目115番地　グリーンハイツ102号、旧住所新潟県胎内市下高田1069番地19
債務者　中村まゆみ
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第９９１号
広島市安佐南区祇園２丁目20番10―607号
債務者　向田　　聡
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９２号
広島市西区観音本町１丁目11番15―303号
債務者　久保　幸司
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１号
高知県安芸市川北甲3731番地　ケアハウスせいらん
債務者　秋沢　惠子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第３８６号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田3363番地１　メゾン秋山Ⅰ　106号室
債務者　橋口　隆司
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９７号
宮崎県都城市牟田町14街区13号エムズ牟田504号
債務者　南崎　吉隆
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部